

5 世王の初期改革(1873-74 年)をめぐる一考察

永井 史男

- 1 はじめに—問題の所在
- 2 初期改革の経過
- 3 おわりに—まとめと課題

1 はじめに—問題の所在

近代国家成立過程としてチャクリー改革を捉えた場合、ラーマ 4 世モンクット王(在位 1851~68 年)よりもラーマ 5 世チュラーロンコーン王(在位 1868~1910 年)が重要であるのは、近年、通説になりつつあると言える¹。4 世王は 1855 年にイギリスとの間で不平等条約(通称「バウリング条約」)を締結し、以後、欧米列強との間で次々に類似の条約を結んだ。欧米諸国との通交関係が深まった結果、近代的な産物がシャムに流入するようになり、少なくとも外見的に見ても、シャムの近代化が進められたと言えよう。しかしこのことは、近代国家の形成や政治改革の遂行と同義ではない。4 世王はシャムの近代化に大きく寄与したと言うことはできても、彼自身が近代国家形成を目指して改革を行ったわけではない。「制度的改革の観点から言うと、モンクット王はほとんど改革を行っていない」のである[Wyatt 1969: 31]。

もともと、実質的な改革を行ったのが 5 世王だったという点で意見が一致したとしても、「改革がどのような動機に基づいて、どのような方法により遂行され、それによってどんな結果をもたらされたのか」という「チャクリー改革の総合的理解」[「総合的地域研究」総括班事務局 1994: 74]は、十分得られていないように思われる。従来の通説的見解によれば、動機は欧米列強による植民地化の脅威、すなわち外圧であり、改革の方法は西洋諸国をモデルにするものであった²。しかし近年では、5 世王の改革は弱体化したチャクリー王権の強化を目指したものにすぎないという意見が提出されている。論者によっては、19 世紀後半以降の経済変化がシャムの国家形成を促した点を重視し、政治エリートによる改革に十分注意を払わない研究さえ現れている³。こうした研究状況に鑑み

¹ タイ史の標準的教科書を著わしたアメリカのタイ史研究の第一人者ワイヤットは、「4 世王による改革は、もっぱら財政と外交の分野に限られていた」と述べている[Wyatt 1982: 183]。

² ヴェラは 1955 年に発表した論文の第 2 章に「君主による西洋的政治技術の採用」というタイトルを掲げている[Vella 1955]。

³ たとえばセークサンは、シャムの近代国家形成をもっぱら財政の中央集権化と階級関係の観点から説明し、政治エリートの果たした政治的役割にさほど関心を払わない[Seksan 1989]。一方、チャイヤンは、19 世紀後半以

るならば、チャクリー改革の動機、方法、そして結果を総合的に理解する必要性は、より高まっているといえよう。

もとより、5世王の治世が40年に及ぶ以上、彼の改革が一貫した内容を持つものと想定することは到底できない。彼の改革の全容を解明するには、より個別的な研究の積み上げが必要であろう。そこで本稿では、チャクリー改革の総合的理解の手始めとして、5世王の初期改革(1873～4年)を取り上げたい。ここで5世王の初期改革に着目する理由は、それが近代国家創出過程という観点において、検討するに相応しい内容を備えているからに他ならない。

初期改革は、1873年に成人に達した5世王のリーダーシップによって始められた、一連の政治改革プログラムを指す。その主な内容は、財政機構の中央集権化、政策立案・諮問機関の設置、裁判機構の集権化、俸給官僚制の導入、奴隷制の廃止などであった。それまでのシャムの政治機構は、機能分業別に成り立っておらず類似の行政機能が多くの省局に分掌され、事実上貴族が世襲的に自活している状態にあった。5世王の改革は、こうした伝統的統治制度を変革しようとする初の試みだった点において、大きな意義を備えていると言えよう。

だが、この初期改革は最終的に、5世王と副王・ウィチャイチャー親王との対立に発展した。「前王宮事件」と呼ばれるこの対立は、イギリスの海峡植民地総督クラークの調停によってようやく決着を見るが、5世王は改革の凍結を余儀なくされる。5世王が本格的な政治改革に着手するのは、副王ウィチャンチャー親王やチュワン・ブンナークが死去する1885年以降のことであるとされている⁴。初期改革は一体どのような動機で、いかなる方法で行われたのだろうか？初期改革と外圧とはどのような関係にあるのだろうか。本稿はこれらの問いに対する試論的考察である。

2 初期改革の経過

1868年10月1日に4世王が死去すると、直ちに開かれた有力王族・貴族による王位継承会議において、4世王の王子であるチュラーロンコーン王子の即位が決定した。チュラーロンコーン王子は1853年9月20日生まれで、4世王と正室との間に生まれた長男であった[Chatchai 1983: 155; Terwiel 1983: 212]。チュラーロンコーン王(以下、5世王と呼ぶ)は、即位当時まだ15歳であったため、成人

降の経済変化に対応するために政府のとった措置が、結果的に国家の制度化を促し、最終的に近代国家成立に帰結したという見方をする。彼らの見解は経済決定論ではないものの、そこで想定される政治エリートは、事態の後追いに終始する受け身な存在である[Chaiyan 1994]。

⁴ チャクリー改革は1892年以降本格化したとされる。しかし、この初期改革は「初期改革」と一括されるだけで、十分な注意を払われていないように筆者には思われる。

に達する 1873 年まで、4 世王のもとで南部大臣を務めたチュワン・ブンナークが摂政を務めることとなった。

5 世王の即位は 4 世王の遺言に基づくものではなく、王位継承会議の決定に基づくものであった。しかし、4 世王がチュラーロンコーン王の王位継承を望んでいたことは、生前に彼が受けた教育からも明らかであった。彼は象使い、剣術、格闘技などの伝統的教育をはじめ、1862 年から 67 年にかけてはアンナ・レオノーエンスから、また 67 年から翌年にかけてはチャンドラー博士から英語を学んだ他、4 世王晩年期には父王のもとで帝王学を学び、父王の名代としてチュワン・ブンナークを訪れることさえあった[Wyatt 1969: 37-8]。

しかし、5 世王の即位は、有力貴族であるブンナーク家の支持があつて初めて可能となったものであった。ブンナーク家は 3 世王、4 世王の即位にも功績があつたが、5 世王の即位についても例外ではなかった[Wyatt 1968: 208-28]。チュワン・ブンナークは 5 世王即位後、「ソムデット・チャオプラーヤー」の位階を与えられ、重要な大臣職もブンナーク一族で占められた⁵。5 世王は父母と死に別れ、頼りになる王族や貴族もなく、孤独な青年期を過ごすこととなった[Wyatt 1969: 42]。

5 世王は、チュワンが摂政の職務にいる間、国務に関する知識と経験を蓄積することに励んだ。1871 年 3 月 9 日、5 世王はシンガポール、バタビア、スラマンを約 1 ヶ月かけて旅行した。さらに彼は同年末から翌 1872 年 3 月にかけて、今度はシンガポール、マラッカ、ペナン、ムールメイン、ラングーン、カルカッタ、デリー、アグラ、ルクナウ、カウンプール、ボンベイ、ペナレスを訪問した[Ibid.: 40-1]⁶。これらの訪問は決して物見遊山で行われたのではなく、「この国 [シヤム：筆者注] の将来の繁栄にとって安全な選択肢」を探すという、明確な目的をもつものであった[Battye 1974: 118]。これら 2 つの海外視察は、感受性に満ちた青年国王に強い刺激を与えずにはおこななかった。彼がインドから戻ると、人々は「彼が持ち帰ってきた新しい考え方を聞いて震え上がった」[Ibid.: 136-7]という。5 世王の周囲には、彼の若い弟たちや非ブンナーク貴族、それにブンナーク家の非主流派の若い貴族たちが集まり、「文明」や「進歩」を合い言葉にしていたという[Ibid.: 136]。5 世王の成人が近

⁵ 南部大臣にはチュワンの子のウォーンが就任、外務大臣には弟のカムが、港務局長には弟のトゥアムが、そして農務大臣には甥のヌット・ブンロンがそれぞれ就任した[Wyatt 1969: 46; Seksan 1989: 374; Terwiel 1983: 213-4]。「ソムデット」は本来王族に対してのみ与えられる位階である。この位階をもつのは、4 世王即位に功績のあつた、チュワンの父ディット・ブンナークとそのディットの弟タット・ブンナークの 2 人だけであつた。チュワンは、なぜ国王にならなかつたのか孫娘に尋ねられた時、次のように答えたと言われている。「どうして悩むことがあるのか。私は人が望みうるすべてのものを手にしているのだよ」[Wyatt 1982: 224]。

⁶ これらの旅行は、イギリスとオランダの行政制度を国王に見学させるのがよいとする、摂政の考えによって実現したものであつた[Terwiel 1983: 217]。2 回目の旅行は、ヨーロッパ訪問を希望した 5 世王と、国王はそれほど遠い外国に行くべきではないと反対する摂政との妥協の産物として実現した[Adams 1977: 42]。

づくにつれ、彼が根本的な変革を意図しているのではないかという観測が、バンコク内で広がり始めていた[Adams 1977: 40]。

1873年11月16日、2週間にわたる一時出家(9月25日～10月10日)を終えた5世王は、タイ史上初めて、2回目の即位式を執り行った[Ibid.: 6, 41]。彼はこの式において、抑圧の象徴として悪名高かった五体投地の礼を、彼の面前において行うことを禁止すると宣言し、新時代への始まりを内外に強くアピールした。このときすでに彼は、多岐にわたる改革プログラムの構想を抱いていた。その中には、強制労働制や奴隷制、賭博の廃止、裁判制度の改革、農業や商業の振興、教育の発展、俸給官僚制の発展、警察や軍隊の発展の他、野蛮、不正、賄賂、公金横領、犯罪、無知、貧困の一掃などが含まれていた[Battye 1974: 157]。そして彼が矢継ぎ早に出した改革とは、具体的には次のような内容をもつものであった。

まず第1は、財政改革である。5世王は第2回即位式以前の1873年6月4日、国家歳入室を設置し、王庫への税金の納入を国家歳入室の一元的な監督下に置くようにした[Hong 1984: 112, 116-20]⁷。これによって彼は、従来まで各省局で行われていた徴税請負業務を、国家歳入室のもとに集権化させようと図った。徴税請負の入札は公示された上、この新しく設置された機関においてのみ行われるよう改変が加えられた。請け負わされた税の納入も12回分納を求められ、しかも3回分先に納入するよう命じられた(支払いが遅滞した場合は、請負権を取り上げられた)[Chai-anan 1976: 67]。国家歳入室では勤務時間が明確に規定され、すべての業務が同事務所内で行われ、官僚に給与が支払われた「シヤム最初の近代的官僚機構」であった[Wira 1961: 113]。さらに彼は、各省局で公金が正しく使われているかどうかをチェックするため会計検査室を設置し、各省局が予算を請求する際には国家歳入室と事前に相談することを義務づけた。この結果政府収入は、1874年、75年の2年間で、50%増になったといわれる[Wyatt 1969: 54]。

第2に、5世王は自らの諮問機関として、国事協議会(12名)と枢密院(49名)を設置した(1874年5月8日)[Ibid.: 54-5; Adams 1977: 61-6; Engel 1975: 33-43]⁸。ここには国王一派の改革派グループが集まり、彼らは国王にさまざまなアイデアや情報を提供することが期待された。例えば彼らは、『ダル

⁷ 国家歳入室は、「古いやり方はバンコクにおける貿易の繁栄を妨げており、それゆえ国家にとって有益ではないが、新しいやり方は国家にとって有益」[Chatchai 1982: 177]であり、「歳入は特定個人の利益のためではなく、国家の利益のため」[Adams 1977: 53]に設置したと正当化された。

⁸ 設置の理由は、国家の「善と繁栄」のためとされた[Chatchai 1982: 173-4]。国事協議会はすべてプレーヤー位をもつ12名からなり、チャオプレーヤー位の貴族や王族はいなかった[Terwiel 1983: 221]。国事協議会のメンバーには給与が支払われ、退職規定もあった。一方枢密院は、13名の王族の他、北部卿や大蔵卿も含まれていた[Ibid.: 223]が、緊急の場合のみ開かれた[Adams 1977: 57]。

ノーワート』紙という新聞を発行し、アメリカ合衆国憲法の翻訳を掲載[Chai-anan 1976: 62]したり、賭博の廃止などを提案していた[Adams 1977: 68]⁹。国家歳入室に関する法律や、未決裁判を迅速に処理するために設置された特別裁判所も、国事協議会の決定に基づくものであった。

第3に、社会改革の分野で、子奴隷と債務奴隷の漸進的開放を行うという勅令を発した¹⁰。1868年以降に生まれたものは、20歳になると奴隷から解放されて平民に戻ることが定められた。当時奴隷は、シャム人口の3分の1から4分の1にまで達していたとも言われ、国家奉仕を大幅に免除され、おおむね貴族たちの私的な保護下にあった彼らの存在が大きな懸案となっていたからである。

これらの措置が、ブンナーク家をはじめとする有力貴族の既得権益を掘り崩すものであったことは、言うまでもない。徴税管轄業務の移管や特別裁判所の設置は、彼らの収入源を剥奪するものであった。領域管轄権やそれに基づく司法管轄権、さらには徴税管轄権は、北部省、南部省、大蔵省、港務局、王室倉庫局などの省局によって分掌されていたからである[Wira 1961: chapter 4; Brown 1992: 4-8]。1874年の秋には、ブンナーク一派のヌット・ブンロン農務大臣が公金横領罪で逮捕され、12年間の懲役刑を受けた[Adams 1977: 52-4; Seksan 1989: 378]。彼は、本来であれば国庫に納めるはずの約50万バーツ分を、5世王のもとにではなく、チュワン・ブンナークのもとに送り届けていたからである[Chatchai 1982: 176-9]。このような高官への直刑も、シャム初めてのことであった[Adams 1977: 63]。さらに、改革派が積極的に取り入れようとした西洋流のエチケットも、既得権益層の気に障った。寺院で靴や靴下を履くことや、直立の姿勢で話や挨拶をすることは、彼らには耐えられなかった[Ibid.: 209-10]。その上、改革派の活動拠点であり、チュワンが「学生会議(School Boy Council)」と皮肉った国事協議会や枢密院は、とりわけ批判的にさらされた[Battye 1974: 156]¹¹。もともと、5世王もチュワンも、欧米と協調していく点では一致していた。しかし、国内の改革をどの程度進めるのかについては、両者は意見を異にしていたのである[Adams 1977: 97; Terwiel 1983: 228]。

両者の対立の焦点は、やがてウィチャイチャーン副王に関する問題に移行した。第1に、彼の副王としての正統性に疑義がはさまれた。5世王の健康状態は芳しくなく、彼にもし万一の場合でもあれば、副王が次期国王として即位することも十分に予想された。しかし、ウィチャイチャーン親王は、5世王の任命によって副王に就任したのではなく、チュワン・ブンナークが推挙して就任したの

⁹ 賭博廃止の効用として、「国内は進歩するだろう。森林は農地になり、川や谷が果樹園となろう。機械への知識も増えよう」と彼らは議論していた。

¹⁰ 子奴隷とは奴隷の子供のことである。奴隷には全部で7種類あったが、そのうちもっとも多かったのは、債務奴隷と子奴隷であった。詳細については、石井[1966: 45-50; 1967: 167-80]を参照。

¹¹ チュアンやウォーンは5世王から枢密院参加を要請されていたが、彼らは5世王の求めに応じなかった[Chatchai 1982: 175; Adams 1977: 59]。

であった[Wyatt 1969: 46]。国王一派の人々は、この行為が国王の専権事項に対する重大な侵犯であると批判し、ウィチャイチャーン副王を廃して 5 世王の子弟を副王につけるべきであると、枢密院で盛んに議論していた¹²。第 2 に、副王の軍事力が憂慮された。ウィチャイチャーン親王は、父親のチュッタマニー親王(4 世王の副王)から、当時シヤムでもっとも近代的と評された軍隊を引き継いでいた¹³。副王の住む前王宮(王宮の北側にあり、現タマサート大学と国立博物館の敷地内にあった)は、5 世王の住む王宮よりも軍事力の点で優位にあり、クーデタの可能性も十分に考えられた。5 世王が最初に着手した軍事改革が、王宮内の国王警護近習部隊の設置であったことは、この点で示唆的であろう[Battye 1974: 110]。

1874 年の末、国王一派と副王一派との対立はついに頂点に達した。12 月 28 日夜半、王宮内の兵器庫で火事が発生し、身の危険を感じた国王は副王の住む前王宮を武装兵で取り囲んだ。副王はイギリス領事館に身を寄せ、イギリスの保護と調停を望んだ。英仏の軍艦がバンコクに遡航し介入の危険が高まったが、5 世王は英仏に介入を見合わせるように申し入れ、イギリスもこれを国内問題と見なし事態を静観することになる。5 世王やチュワンは副王と数次にわたって交渉を試みたが、副王自身がイギリスの仲介を主張してやまなかつたので、最終的にはシンガポールの海峡植民地総督アンドリュー・クラークが調停に入り、副王の身の安全と権限の縮小を条件に 2 月 25 日、5 世王は副王と和解した¹⁴。この結果、副王の兵力は 200 に削減され、王国の軍事権、財政権を国王のもとに返還することで合意した[Adams 1977: 92]。

しかし、「前王宮事件」の危機がひとまず去ったあと、国王は性急な改革を見直さざるをえなくなった。国事協議会や枢密院はその後一切開かれなくなった[Wyatt 1982: 149-50]。徴税請負業務も、改革前の状態に引き戻されたのである。

3 おわりに—まとめと課題

以上の経過からも明らかのように、初期改革は確かに近代的内容をもつものではあったが、その目的は、自らの権力基盤を強化し、ブンナーク家や副王に代表される既得権益層に対抗していくものであった。5 世王時代の地方行政改革研究で先駆的業績を挙げたタイ史家テートは、「外圧と初期

¹² 1874 年 11 月 14 日づけ『ダルノーワート』紙は、「協議会は国王の王子が王朝を存続させるべきだという点で一致した」と報じている[Adams 1977: 76]。

¹³ 5 世王が 1500 の兵力を持つのに対して、副王は 2700 の兵力を保持していた[Battye 1974: 100-1]。前王宮の軍隊はハリスの言葉を借りれば、「私がかつて見た中で最も訓練の行き届いた軍隊だった。」前王宮には武器弾薬の購入に制限が課されず、歩兵と砲兵は国内最強だった[Ibid.: 164]。

¹⁴ この事件の詳細については、[Xie1988]を参照。

改革との関係は、非常に密接である」と指摘している[Tej 1977: 49]。しかし、これまでの記述からも明らかなように、改革の動機としてくり返し述べられているのは、「繁栄」や「進歩」、「善」などであった。しかも前王宮事件で英仏艦がバンコクに遡行し介入の危険が高まったが、事件が落ち着いたあとは改革がさらに強力に進められるどころか、むしろ逆に頓挫するのである。実際のところワイアットも述べるように、「チュラーロンコーン王の近代化政策、とりわけ初期 10 年間のそれは、国内の政治状況を考慮した上で行われたものであり、外国からの圧力や影響による程度はしれていた」と判断できるのである[Wyatt 1969: 43]。

しかし、5 世王を中心とする改革派の動機が、鹿鳴館現象とも形容できるような手放しの西洋文明礼賛であったとすれば、それはあまりにも皮相な見方にすぎないように思われる。初期改革の中でも 5 世王が最も力を入れた分野が財政改革だったことは、これまでの記述からも明らかであろう。5 世王が最初に着手した制度改革は国家歳入室の設置であり、国事協議会の最初の会合で論じられた議題の 1 つは、歳入の欠損についてであった¹⁵。実際のところ、4 世王が死去した翌年には、40 万バーツ以上もの借金があったとされており[Adams 1977: 53]、1868 年には 400 万から 480 万バーツあった歳入が、1872 年には 160 万バーツに減少していた[Chatchai 1982: 176]。その結果、借金が 800 万バーツにも膨れあがったとさえ言われている[Wyatt 1969: 54]。会計検査には 5 世王自ら業務に携わるほど熱の入れようであった[Adams 1977: 59]。

もっとも、以上のような分析だけでは、改革の外圧契機説を十分反駁したことにはならないだろう。5 世王は中央において初期改革に着手していた間、1874 年にインド政庁と第 1 次チエンマイ条約を締結し[Brailey 1974: 444]、またチエンマイには常駐総督を派遣したり、1875 年にはプーケットとルアンプラバンに常駐総督を派遣していた[Adams 1977: 62-3]¹⁶。こうした措置が外圧とどのような関係にあるのか本稿では考察の対象外となっており、別の機会に論じる必要があるだろう。

引用文献

Adams, David B. J. 1977. “Monarchy and Political Change: Thailand under Chulalongkorn (1868-1885)”, Unpublished Ph. D. dissertation, The University of Chicago.

Battye, Noel Alfred. 1974. “The Military, Government, and Society in Siam, 1868-1910: Politics and Military Reform during the Reign of King Chulalongkorn”, Unpublished Ph. D. dissertation, Cornell University.

¹⁵ 5 月 16 日の会合では、税率表の発行、汚職官吏捕縛取り決め、土地改革、63 種の税源調査などが話し合われた。国家歳入室は、王宮内に設置されていた[Adams 1977: 61]。

¹⁶ ただし、「常駐(pracam)」という言葉はまだ冠されていなかった[Brailey 1974: 446]。

- Brailey, Nigel. 1974. "Chiengmai and the Inception of an Administrative Centralization Policy in Siam (II)", *Southeast Asian Studies*, 11(4):439-69.
- Brown, Ian. 1992. *The Creation of the Modern Ministry of Finance in Siam, 1885-1910*, London: Macmillan.
- Chai-anan Samudavanija. 1976. *Kaanmuang-Kaanpliangpleengthaangkaanmuang Samaiaiyutthayaa-ratanakoosin*, Khanaratthasaat, Culaalongkoonmahaawitthayaalai.
- Chaiyan Rajchagool. 1994. *The Rise and Fall of the Thai Absolute Monarchy*, Bangkok: White Lotus.
- Chatchai Panananon. 1982. Siamese "Slavery": The Institution and its Abolition, Unpublished Ph. D. dissertation, the University of Michigan.
- Engel, David M. 1975. *Law and Kingship in Thailand during the Reign of King Chulalongkorn*, Ann Arbor, Michigan: Michigan Papers on South and Southeast Asia No. 9., Center for South and Southeast Asian Studies, The University of Michigan.
- Hong Lysa. 1984. *Thailand in the Nineteenth Century: The Evolution of the Economy and Society*, Singapore: ISEAS.
- 石井米雄. 1966. 『タイにおける不自由労働制の解体』アジア経済研究所 (所内資料) .
- . 1967. 「タイの奴隷制に関する覚え書き」 『東南アジア研究』 5(3): 167—80.
- Seksan Prasertkul. 1989. "The Transformatin of the Thai State and Economic Change (1855-1945)", Unpublished Ph. D. dissertation, Cornell University.
- 「総合的地域研究」総括班事務局編. 1994. 『平成5年度の活動の記録』(「総合的地域研究」成果報告書シリーズ: No.1).
- Terwiel, B. J. 1983. *A History of Modern Thailand 1767-1942*, St Lucia: University of Queensland Press.
- Tej Bunnag, *The Provincial Administration of Siam, 1892-1915*, Kuala Lumpur: Oxford University Press.
- Vella, Walter F. 1955. "The Impact of the West on Government in Thailand", *University of California Publications in Political Science*, 4(3): 317-410.
- Wira Wimoniti. 1961. "Historical Patterns of Tax Administration in Thailand," Unpublished MA. Thesis, Institute of Public Administration, Thammasat University.
- Wyatt, David K. 1968 "Family Politics in Nineteenth Century Thailand", *Journal of Southeast Asian History* 9: 208-28.
- . 1969. *Politics of Reform in Thailand: Education in the Reign of King Chulalongkorn*, New Haven: Yale University Press.
- . 1982. *Thailand: A Short History*, New Haven: Yale University Press.

Xie Shunyu. 1988. *Siam and The British, 1874-75: Sir Andrew Clarke and the Front Palace Crisis*, Bangkok:
Thammasat University Press.